**要回答文書**

令和２年１０月３０日

薬局・店舗販売業 管理者　様

　一般社団法人島根県薬剤師会

会長　陶山千歳

医薬品販売制度対応に関する自己点検の実施について（依頼）

ご承知のように「令和元年度医薬品販売制度実態把握調査結果について」は、厚生労働省から本年９月１２日に公表されているところです。

これを受け、日本薬剤師会から会員の従事する薬局・店舗が医薬品販売制度における法令を遵守していることを確認する目的で、自己点検を実施されたい旨、令和２年１０月２３日付けで依頼がありました。

また、同依頼文には自己点検の要点として次の記載があります。

（抜粋）

今般の調査結果では、「第１類医薬品における文書を用いての情報提供」及び「濫用等のおそれのある医薬品の複数購入」において対応が不十分であることが確認されたことを受け、点検表において重点確認項目と致しました。

また、令和元年度厚労科研「一般用医薬品の適正使用の一層の推進に向けた依存性の実態把握と適切な販売のための研究」において、「濫用等のおそれのある医薬品」の規制の対象となっていない総合感冒薬等の用途の一部の製品においても頻回購入及び複数個購入の実態が確認されたことから、これらの製品も含め、適正販売の徹底に向けた取り組みが必要と示唆されたことを受け、自己点検においても規制の対象となっていない医薬品を含め確認項目と致しました。

ついては、業務多忙の時期に恐縮ですが、別紙1の調査票に必要事項を記入し、島根県薬剤師会（以下、「県薬」という。）事務局へFAX送信によって御回答くださいますようお願いいたします。

（FAXして頂いた調査票は、集計した上で日薬へ報告することになります。）

**御回答期限 令和２年１１月３０日（月）**

FAX送信先 島根県薬剤師会事務局 ０８５２－２６－５３５８

（留意事項）

１．別紙１については、FAX送信しているため文字が見えにくいかもしれません。その場合は、県薬HPのトップページの「お知らせ」欄に別紙１の様式を掲載していますので、ダウンロードして活用願います。

２．日本薬剤師会から9月17日付けで「「濫用等のおそれのある医薬品」の販売適正に向けた販売者向けのガイドラインと関係団体等に向けた提言について」」が発出されており、県薬HPの会員専用サイトの「お知らせ」欄に掲載していますので確認願います。

３．医薬品販売制度実態把握調査結果に関する日薬からの9月17日付け「令和元年度医薬品販売制度実態把握調査結果について」及び10月23日付け「医薬品販売制度対応に関する自己点検の実施について（お願い）」の文書については、県薬HPの会員専用サイトの「お知らせ」欄に掲載していますので確認願います。